天草市条例第3号

天草市遊休財産等利活用促進条例

(目的)

第1条 この条例は、遊休財産等を利用して事業を行う者に対し、奨励措置を講ずることにより、遊休財産等の有効活用を図るとともに、地域の活性化及び雇用の拡大を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 遊休財産等 市が公用又は公共用に供することを目的に設置し、その用途を廃止した施設の建物及び土地のうち、貸付け及び売却に係る公募を行い応募がなかったもので、規則で定める施設をいう。
 - (2) 利用事業 遊休財産等を利用して行う事業であって、市の施策に関係し、地域活性化又 は雇用の拡大につながる事業で市長の承認を受けたものをいう。

(奨励措置適用事業者の指定)

- 第3条 市長は、次の各号のいずれにも該当する者であり、かつ、利用事業を行う者を奨励措置の適用事業者(以下「適用事業者」という。)として指定することができる。
 - (1) 市税等の滞納がないこと。
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条 に規定する事業を営む者でないこと。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又はそれらのものと関係を有する者(暴力団員が役員等となっている法人その他の団体を含む。)でないこと。

(指定の申請及び決定)

- 第4条 適用事業者の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、利用事業を実施しようとする前に、あらかじめ市長に申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その指定の可否を当該申請を行った者に対し通知するものとする。

(奨励措置)

- 第5条 市長は、適用事業者に対し、次に掲げる奨励措置を講ずることができる。
 - (1) 利用施設(利用事業を行う施設をいう。以下同じ。)の無償貸付け
 - (2) 利用施設の減額譲渡

(無償貸付け)

第6条 前条第1号の無償貸付けができる期間は、貸付けに係る契約日の属する月を含め36 月を超えないものとする。ただし、引き続き遊休財産等を利用事業の目的で利用する場合で 市長が特に必要と認めた場合には、当該期間を延長することができる。

(減額譲渡)

- 第7条 市長は、前条による無償貸付けの期間が36月を超えた場合において適用事業者から 利用施設の減額譲渡に係る申請があったときは、適用事業者が施設の全部を利用施設として 貸付けを受けている場合に限り、当該利用施設を減額譲渡することができる。
- 2 前項に規定する減額譲渡における譲渡額は、利用施設に係る不動産鑑定評価額又は固定資産税評価額に100分の7を乗じて得た額を下限として市長が定める額とする。この場合において、算定した額に1円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てるものとする。 (譲渡等の禁止)
- 第8条 奨励措置を受ける適用事業者は、市長の許可なく利用施設の用途を廃止し、利用施設 を目的外に使用し、又は第三者に譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。ただし、減額譲 渡による所有権の移転を行った日から10年を経過したものについては、この限りでない。 (適用事業者の指定の取消し等)
- 第9条 市長は、適用事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。
 - (1) この条例の規定に違反したとき。
 - (2) 利用事業を廃止し、若しくは休止し、又は休止の状況にあると市長が認めたとき。
 - (3) 貸付けを受けた日から1年を経過しても、当該事業者が利用事業に着手していないと市長が認めたとき。
 - (4) 虚偽その他不正な手段により貸付けを受けたとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、適用事業者として不適当であると市長が認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により適用事業者の指定を取り消したときは、無償貸付け又は減額譲渡した利用施設を返還させ、若しくは買い戻すことができる。

(奨励措置の承継)

第10条 奨励措置を受けた適用事業者が、奨励措置に係る権利及び義務の承継を行う場合は、 あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。